

青森県報

第三千三百七十七号

平成二十三年
四月十八日
(月曜日)

目次

出先機関

土地改良区の役員就任……………

公安委員会

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則……………

警備員等の検定の実施……………

雑報

平成二十二年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計補正予算(第二号)ほか五件及び平成二十三年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計予算ほか五件の要領……………

出先機関

土地改良区の役員就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、奥入瀬川東部土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十三年四月十八日

上北地域県民局長 五十嵐 昭彦

区役員の別	氏名	住 所	就任の年月日
理事	工藤 與一	上北郡おいらせ町新田二〇の一	平成三三・三三

公安委員会

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月十八日

青森県公安委員会委員長 加 福 善 貞

青森県公安委員会規則第五号

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則(昭和三十六年八月青森県公安委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。
別表第一青森警察署の項中、「東津軽郡平内町大字小湊字家ノ下二百四番地」を「東津軽郡平内町大字小湊字家ノ下二百四番地一」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の規定は、平成二十三年三月二十二日から適用する。

青森県公安委員会告示第四十五号

警備業法(昭和四十七年法律第十七号)第二十三条第一項の規定に基づく検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。)第七条の規定により公示する。

平成二十三年四月十八日

青森県公安委員会委員長 加 福 善 貞

一 検定の実施日時及び場所

1 実施日時

平成二十三年七月二十三日(土) 午前九時から午後五時までの間

2 場所

青森市大字三内字丸山一九八の四 青森県運転免許センター

二 検定を行う警備業務の種別及び級

検定規則第一条第四号に規定する交通誘導警備業務 二級

三 検定の定員

三十人(予定)

四 受検資格

1 青森県内に住所地を有する者

2 青森県外に住所地を有する者で青森県内に所在する営業所に属する警備員であるもの

五 検定の方法及び内容

1 方法

検定は、学科試験及び実技試験とし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

2 内容

(一) 学科試験

(1) 警備業務に関する基本的な事項

(2) 法令に関すること。

(3) 車両等の誘導に関すること。

(4) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(二) 実技試験

(1) 車両等の誘導に関すること。

(2) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

六 検定申請の手続

1 検定申請の受付期間及び受付時間

(一) 受付期間

平成二十三年六月一日(水)から同年六月二十一日(火)までの間(土曜日及び日曜日を除く。)

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締め切り

検定申請の受付は先着順とし、検定申請者の人員が予定定員に達し次第、受付を締め切る。

2 検定申請の受付場所

次に掲げる区分により、そのいずれかに申請すること。

(一) 青森県内に住所地を有する者は、住所地を管轄する警察署(警察署分庁舎を含む。)(二) 生活安全課又は刑事生活安全課

(二) 青森県外に住所地を有する者で青森県内に所在する営業所に属する警備員は、当該営業所の所在地を管轄する警察署(警察署分庁舎を含む。)(三) 生活安全課又は刑事生活安全課

3 申請方法

六の2の受付場所に検定申請の書類及び検定手数料を持参して申請を行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 検定申請の書類

検定規則別記様式第一号の検定申請書一通に、検定申請者が四の1に該当する者は次に掲げる(一)及び(二)の書面等を、四の2に該当する者は次に掲げる(一)及び(二)の書面等を、それぞれ添付すること。

(一) 住所地を疎明する書面(住民票の写し、自動車運転免許証の写し等) 一通

(二) 営業所に属することを疎明する書面 一通

(三) 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 二葉

5 受検手数料

一万四千円の青森県収入証紙により、検定申請書提出時に納入すること。

七 検定受付時間

当日の午前八時三十分から午前九時までの間

八 その他

- 1 検定申請者には、検定申請書を提出した警察署において受検票を交付する。
 - 2 合格者に対しては、成績証明書を交付する。
 - 3 受検に際しては、受検票、筆記用具を持参すること。
- 九 検定申請に関する問合せ先

- 1 青森県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話〇一七 七二三 四二一一内線三〇四五
- 2 青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

雑 報

青森県事業団公告第一号

平成二十三年三月青森県新産業都市建設事業団理事会第百八十九回定例会の議を経た平成二十二年青森県新産業都市建設事業団一般管理会計補正予算（第二号）ほか五件及び平成二十三年青森県新産業都市建設事業団一般管理会計予算ほか五件の要領を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三百九条第三項の規定により次のとおり公表する。

平成二十三年四月十八日

青森県新産業都市建設事業団
理事長 三 村 申 吾

平成22年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計補正予算（第2号）

平成22年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,003千円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38,230千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 財産収入		千円 123	千円 △7	千円 116
	1 財産運用収入	123	△7	116
3 繰入金		1,000	△1,000	0
	1 繰入金	1,000	△1,000	0
5 諸収入		1	4	5

	1 預 金 利 子	1	4	5
歳 入	合 計	39,233	△1,003	38,230

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業団費		千円 39,233	千円 △1,003	千円 38,230
	1 事業団運営費	39,233	△1,003	38,230
歳 出	合 計	39,233	△1,003	38,230

平成22年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計補正予算（第2号）

平成22年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,495千円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,449千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		千円 18,944	千円 △10,495	千円 8,449
	1 臨海収入	11,906	△3,460	8,446
	2 市川収入	7,033	△7,033	0
	3 百石収入	5	△2	3
歳 入	合 計	18,944	△10,495	8,449

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業支出		千円 18,944	千円 △10,495	千円 8,449
	1 臨海事業費	11,906	△3,460	8,446
	2 市川事業費	7,033	△7,033	0

	3 百石事業費	5	△2	3
歳 出 合 計		18,944	△10,495	8,449

平成22年度青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地造成事業会計補正予算 (第1号)

(総 則)

第1条 平成22年度青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地造成事業会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成22年度青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地造成事業会計予算第2条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 事業収益	262,482千円	6,115,113千円	6,377,595千円
第1項 営業収益	260,940千円	260,940千円	0千円
第2項 営業外収益	1,542千円	6,376,053千円	6,377,595千円
支 出			
第1款 事業費用	90,293千円	88,713千円	1,580千円
第1項 営業費用	89,975千円	88,713千円	1,262千円

(資本的収入及び支出)

第3条 平成22年度青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地造成事業会計予算第3条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
第1款 資本的支出	3,484,000千円	484,000千円	3,000,000千円
第1項 長期借入金償還金	3,484,000千円	484,000千円	3,000,000千円

平成22年度青森県新産業都市建設事業団桔梗野工業用地造成事業会計補正予算 (第1号)

(総 則)

第1条 平成22年度青森県新産業都市建設事業団桔梗野工業用地造成事業会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成22年度青森県新産業都市建設事業団桔梗野工業用地造成事業会計予算第2条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 事業収益	79,963千円	1,329千円	81,292千円
第1項 営業収益	79,956千円	79,956千円	0千円
第2項 営業外収益	7千円	81,285千円	81,292千円
支 出			
第1款 事業費用	113,194千円	76,828千円	36,366千円
第1項 営業費用	43,325千円	43,096千円	229千円

第2項 営業外費用 69,869千円 33,732千円 36,137千円

(資本的収入及び支出)

第3条 平成22年度青森県新産業都市建設事業団桔梗野工業用地造成事業会計予算第3条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
第1款 資本的支出	597,000千円	597,000千円	0千円
第1項 長期借入金償還金	597,000千円	597,000千円	0千円

平成22年度青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地造成事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 平成22年度青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地造成事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成22年度青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地造成事業会計予算第2条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 事業収益	148,815千円	21,901千円	126,914千円
第1項 営業収益	48,710千円	21,902千円	26,808千円
第2項 営業外収益	100,105千円	1千円	100,106千円
支 出			
第1款 事業費用	37,044千円	18,369千円	18,675千円
第1項 営業費用	36,940千円	18,369千円	18,571千円

(資本的収入及び支出)

第3条 平成22年度青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地造成事業会計予算第3条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
第1款 資本的支出	643,000千円	643,000千円	0千円
第1項 長期借入金償還金	643,000千円	643,000千円	0千円

平成22年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地造成事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 平成22年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地造成事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成22年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地造成事業会計予算第2条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 事業収益	432,388千円	220,120千円	212,268千円

第1項 営業収益	429,540千円	220,380千円	209,160千円
第2項 営業外収益	2,848千円	260千円	3,108千円
支 出			
第1款 事業費用	307,735千円	136,314千円	171,421千円
第1項 営業費用	259,613千円	136,630千円	122,983千円
第2項 営業外費用	48,122千円	316千円	48,438千円

(資本的収入及び支出)

第3条 平成22年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地造成事業会計予算第3条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
第1款 資本的支出	621,000千円	30,000千円	591,000千円
第1項 用地造成事業費	30,000千円	30,000千円	0千円
第2項 長期借入金償還金	591,000千円	0千円	591,000千円

平成23年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計予算

平成23年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27,267千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		千円 7,572
	1 負担金	7,572
2 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
3 繰入金		0
	1 繰入金	0
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		19,693
	1 預金利子	1

	2 会 館 管 理 収 入	19,692
歳 入	合 計	27,267

歳 出

款	項	金 額
1 事 業 団 費		千円 27,267
	1 事 業 団 運 営 費	27,267
歳 出	合 計	27,267

平成23年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計予算

平成23年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ35千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 事 業 収 入		千円 35
	1 臨 海 収 入	30
	2 市 川 収 入	2
	3 百 石 収 入	3
歳 入	合 計	35

歳 出

款	項	金 額
1 事 業 支 出		千円 35
	1 臨 海 事 業 費	30
	2 市 川 事 業 費	2
	3 百 石 事 業 費	3

歳 出 合 計	35
---------	----

平成23年度青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地造成事業会計予算

(総 則)

第1条 平成23年度青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地造成事業会計予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	263,373千円
第1項 営業収益	260,940千円
第2項 営業外収益	2,433千円

支 出	
第1款 事業費用	89,975千円
第1項 営業費用	89,975千円

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。

支 出	
第1款 資本的支出	484,000千円
第1項 長期借入金償還金	484,000千円

(一時借入金)

第4条 一時借入金の限度額は、510,000千円と定める。

平成23年度青森県新産業都市建設事業団桔梗野工業用地造成事業会計予算

(総 則)

第1条 平成23年度青森県新産業都市建設事業団桔梗野工業用地造成事業会計予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	117,351千円
第1項 営業収益	36,624千円
第2項 営業外収益	80,727千円

支 出	
第1款 事業費用	23,488千円
第1項 営業費用	23,206千円
第2項 営業外費用	282千円

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。

支 出	
第1款 資本的支出	1,197,000千円
第1項 長期借入金償還金	1,197,000千円

(一時借入金)

第4条 一時借入金の限度額は、4,190,000千円と定める。

平成23年度青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地造成事業会計予算

(総 則)

第1条 平成23年度青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地造成事業会計予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	124,447千円
第1項 営業収益	24,354千円
第2項 営業外収益	100,093千円

支 出	
第1款 事業費用	19,009千円
第1項 営業費用	18,916千円
第2項 営業外費用	93千円

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。

支 出	
第1款 資本的支出	643,000千円
第1項 長期借入金償還金	643,000千円

(一時借入金)

第4条 一時借入金の限度額は、1,650,000千円と定める。

平成23年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地造成事業会計予算

(総 則)

第1条 平成23年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地造成事業会計予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	431,103千円
第1項 営業収益	429,540千円
第2項 営業外収益	1,563千円

支 出	
第1款 事業費用	307,146千円
第1項 営業費用	258,539千円
第2項 営業外費用	48,607千円

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。

支 出

第 1 款	資 本 的 支 出	30,000千円
第 1 項	用 地 造 成 事 業 費	30,000千円

(一時借入金)

第 4 条 一時借入金の限度額は、2,870,000千円と定める。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一
銭